

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始のお知らせ

次のとおり、提案書の提出を求めます。

令和7年5月12日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

地震体験車を活用した防災訓練の実施及び車両維持管理委託（単価契約）

(2) 業務目的

地震体験車による地震体験訓練は、地震の揺れを実際に体験することができる区民にとって身近な防災啓発コンテンツであって、区民の防災意識の高揚を図り、災害時における行動力を向上させる啓発手段のひとつとして、地域の防災訓練等で活用されるものである。

首都直下地震は今後30年間のうちに70%以上の確率で発生するとされており、地震に対する区民の防災意識の高揚、災害時における行動力向上は必要不可欠であるため、より効果的な地震体験訓練をより安全かつ円滑に実施する必要があることから、地震体験車を活用した防災訓練の実施及び車両維持管理を委託する。

(3) 業務内容

区内で実施される避難所運営訓練、地区防災訓練、防災教室等において、区の保有する地震体験車を運行し、地震体験訓練を実施する。詳細は実施要領兼説明書参照。

(4) 履行期間

令和7年7月1日～令和8年3月31日

※契約期間中であっても、実施状況により委託内容を変更する場合がある。

※契約期間中に事故又は履行不良がみられる場合などは、この契約を変更又は解除することがある。

※令和8年度、9年度についても引き続き同じ事業者と単年度ごとに随意契約する予定である。ただし、各年度の本事業に係る予算配当があること及び前年度の業務の履行が良好であることを契約の条件とする。

2 参加資格

参加表明書提出日現在において次に掲げる要件のすべてに該当する者

- (1) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 会社更生法に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。

- (5) 都道府県民税・市区町村民税に滞納がないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が経営していない者又は事実上経営に参加していないこと。
- (7) 東京電子自治体共同運営における格付けにおいて、営業種目「警備・受付等」又は「その他の業務委託等」に登録があり、「A」「B」のいずれかに等級格付けされていること。
- (8) 令和2年度以降、世田谷区を含む東京都内の自治体において防災啓発に係る委託契約の実績を有すること又は防災啓発事業を実施していること。
- (9) 「地震体験車を活用した防災訓練の実施及び車両維持管理委託事業者選定委員会」の委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている事業者でないこと。

※委員長：危機管理部長 加賀谷 実

委 員：災害対策課長 竹越 学

委 員：烏山総合支所地域振興課長 荒木 義昭

3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。

4 提案書を特定するための評価基準

- (1) 企業実績
- (2) 業務実施体制
- (3) 提案内容

5 手続き等

(1) 担当部課

危機管理部災害対策課災害対策担当 三好、西條、壽崎

所在地：〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27

世田谷区役所東棟3階301番窓口

電 話：03-5432-2262

FAX：03-5432-3014

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

期 間：令和7年5月12日（月）～令和7年5月23日（金）正午

場所及び方法：上記（1）での配布又は世田谷区ホームページから閲覧。

世田谷区ホームページ：<https://www.city.setagaya.lg.jp/02049/25202.html>

世田谷区トップページ→暮らし・手続き→救急・防犯・防災→防災・災害対策
→区の防災対策・計画・方針等

※窓口交付は期間中の午前9時から午後5時まで（土日、祝日を除く）

(3) 参加表明書等の提出期限、提出先及び方法

期 限：令和7年5月23日（金）正午 必着

提出先：上記（1）に同じ

方 法：持参又は郵送（締切日必着。書留郵便に限る。）

(4) 提案書等の提出期限、提出先及び方法

期 限：令和7年6月18日（水）正午 必着

提出先：上記（1）に同じ

方 法：招請通知記載の上記（1）メールアドレス宛に送付、持参又は郵送（郵送の場合は、簡易書留又はレターパックに限る）

※電子メールによる提出の際は、件名冒頭に本委託業務名を明記の上、メール送付後上記（1）に記載の電話番号へ連絡すること。

6 その他

- (1) 提案書が特定された事業者を、本件業務委託契約の随意契約の相手方となるべき候補者とする。
- (2) 詳細な仕様、契約金額等について、候補者と区の間での調整完了後、受託事業者として契約を締結し、契約書の作成を行う。
- (3) 契約保証金は免除とする。
- (4) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (5) 提案に係る一切の費用については、全て提案者の負担とする。
- (6) 区は、提案者に無断で、選定の目的以外に提案書を使用しないものとする。
- (7) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (8) 提出期限以後の参加表明書及び提案書の差替え又は再提出は認めない。また、提出書類の記載事項に虚偽があることが判明した場合は、失格とする。
- (9) 提案者から提出された書類は理由の如何を問わず返却しない。また、審査に必要な範囲で複製することがある。
- (10) 区が必要と認める場合は、追加書類の提出や、記載内容についての説明を求めることがある。
- (11) 関連情報を入手するための照会窓口は、「5（1） 担当部課」に同じ。
- (12) 本プロポーザルは事業者の選定のみを目的としており、提案書の内容に区は拘束されない。
- (13) 本件に関して区から受領した資料等は、区の許可なく公表、転載又は引用することはできない。
- (14) 提案書の提出後に「2 参加資格」の要件に該当しないこととなった者は、提案書審査及び契約交渉の対象としない。
- (15) 個人情報の取扱いについては、別紙1「個人情報を取り扱う業務委託契約の特記事項」を、障害を理由とする差別の解消の推進については、別紙2「障害を理由とする差別の解消の推進に関する特記事項」を遵守すること。各特記事項の詳細は実施要領兼説明書を参照のこと。

個人情報を取り扱う業務委託契約の特記事項

(秘密保持義務)

1 受託者は、この契約の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を、第三者に漏らしてはならない。また、契約期間満了後も同様とする。

(書面主義の原則)

2 受託者は、本特記事項により通知、報告、提出等が求められている事項については、特段の定めがない限り、書面により行うものとする。

(管理体制等の通知)

3 受託者は、この契約の締結後直ちに、以下の文書を委託者に提出しなければならない。

(1) 個人情報保護に関する社内規程又は基準

(2) 以下の内容を含む従事者名簿

① 個人情報を取り扱う者の氏名、責任及び役割

② 委託業務において個人情報の授受に携わる者の氏名及び業務執行場所

③ 緊急連絡先一覧

(3) 委託業務に係る実施スケジュールを明記した文書

(再委託の禁止)

4 受託者は、この契約による業務を第三者に再委託してはならない。ただし、当該業務の全部又は一部についてやむを得ず第三者に委託する必要があるときは、あらかじめ再委託する業者名、再委託の内容を委託者に通知し、委託者の承諾を得なければならない。また、再受託者（委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）にも、この契約を遵守させなければならない。

(目的外使用及び外部提供の禁止)

5 受託者は、個人情報を委託者の指示する目的以外に使用してはならない。また、第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

6 受託者は、個人情報の全部又は一部を委託者の許可なく複写し、又は複製してはならない。

7 委託者の許可を受けて複写又は複製したときは、委託業務の終了後直ちに当該複写物又は複製物を利用できないよう処分又は委託者へ提出しなければならない。

(安全管理措置の実施)

8 受託者は、委託業務において、委託者に提出した個人情報保護に関する社内規程又は基準を遵守しなければならない。

9 受託者は、従事者に対して、個人情報に関する教育及び緊急時対応のための訓練を計画的に実施しなければならない。

10 受託者は、個人情報の授受、保管及び管理について、善良な管理者の注意をもって当たり、個人情報の漏えい、滅失、毀損等（以下「漏えい等」という。）の事故を防止しなければならない。

(委託終了時における個人情報の消去及び媒体の返却)

11 受託者は、委託業務が終了したときは、直ちに、委託業務に使用した個人情報の消去及び個人情報記録された媒体の返却をしなければならない。

(委託業務の報告)

12 受託者は、委託者に対し、委託業務の状況を定期的に報告するものとする。ただし、必要があるときは、その都度報告するものとする。

(監査、施設への立入検査の受入れ)

13 受託者は、委託者が必要とする場合、監査又は検査を受け入れなければならない。なお、再受託者及び更に再委託が繰り返される場合も同様とする。

14 受託者は、委託者が必要とする場合は、業務執行場所へ委託者の職員の立入りを認めるものとする。

(個人情報の漏えい等の対応)

15 受託者は、個人情報の漏えい等が生じたとき、又は漏えい等が生じたおそれがあるときには直ちに委託者に対して通知するとともに、遅滞なくその状況について書面をもって委託者に報告し、委託者の指示に従わなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

16 受託者が、個人情報の取扱いについて法令及び本特記事項に違反した場合、委託者は、この契約を解除することができる。ただし、債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。また、受託者が、個人情報の取扱いにつき法令及び本特記事項に違反したことにより、委託者に損害が生じた場合には、これを賠償するものとする。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する特記事項

受託者は、本業務の実施にあたり「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成 25 年法律第 65 号）を遵守するとともに、委託者が定めた「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行に当たっての世田谷区の基本方針」及び「世田谷区における障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」に準じた取扱いをすること。

なお、当該基本方針及び要領については、世田谷区ホームページ

(<https://www.city.setagaya.lg.jp/02083/2843.html>) を参照すること。